

広島県告示第百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年二月十九日

広島県知事 横 田 美 香

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市上谷町字灰原一〇九〇の一、一〇九〇の二、字大山五二七四、五二七五、字西灰原五二七六の一、五二七六の二、五二七七の一、五二七八の二、字東灰原五三二五の二、五三二六、五三二七の一、五三二八の一、五三二八の二、五三二九の二、五三二九の三まで、本村町字熊谷六四八七の一から六四八七の三まで、六四八八の一、六四八八の二、六四八九の一、六四八九の二、六四九〇

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）